第4章 預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案 第1節 安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に 関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第61号)

金融のデジタル化等に対応し、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るため、以下の事項を盛り込んだ「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第61号)」が、2022年6月3日に成立し、同年6月10日に公布された。(別紙1参照)

- ① 電子情報処理組織を用いて移転することができる一定の通貨建資産等である電子決済手段(いわゆるステーブルコインのうち、広く送金・決済手段として利用され得るもの)の交換等を行う電子決済手段等取引業の創設
- ② 複数の金融機関等の委託を受けて為替取引に係る分析等を行う為替取引分析業の創設
- ③ 高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者について、業務実施計画の届出、犯罪収益移転防止法の取引時確認義務に関する規定の整備

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

金融のデジタル化等に対応し、安定的かつ効率的な資金決済制度を構築する必要

- 海外における電子的支払手段 (いわゆるステーブルコイン (注)) の発行・流通の増加
 - (注) 利用者保護等に課題があるとの指摘

- 銀行等における取引モニタリング等の 更なる実効性向上の必要性の高まり (注)
 - (注)銀行界においてマネロン対応の共同化の動き
- 高額で価値の電子的な移転が可能な 前払式支払手段の広がり

電子決済手段等への対応

電子決済手段等取引業等の創設

- 適切な**利用者保護等**を確保するとともに、分散台帳技術等を活用した**金融イノベーションに向けた取組み等を促進**
- 電子決済手段等の発行者 (銀行・信託会社等) と利用者との間に立ち、 **以下の行為を行う仲介者**について、登録制を導入
 - 「対象行為」 > 電子決済手段の売買・交換、管理、媒介等
 - ➤ 銀行等を代理して預金債権等の増減を行う行為

[参入要件] 一定の財産的基礎、業務を適正かつ確実に遂行できる体制等

[規制内容] 利用者への情報提供、体制整備義務等

「監督」報告、資料の提出命令、立入検査、業務改善命令等

【資金決済法第2条、第62条の3~第62条の24等】

【銀行法第2条、第52条の60の3~第52条の60の35等(信用金庫・信用組合の関連法も同様に措置)】

- ※電子決済手段;不特定の者に対して代価の弁済に使用すること等ができる通貨建資産であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの等
- ※ 電子決済手段に該当する一定の信託受益権について金融商品取引法の適用対象から除外 し、発行者となる信託会社等について資金決済法等の規律を適用

【金融商品取引法第2条等】【資金決済法第37条の2等】

- ※ 預金債権の増減を行う電子決済等取扱業者について、預金保険機構による報告、資料の 提出命令、立入検査等に関する規定を整備 【預金保険法第37条等】
- ※ 仲介者たる電子決済手段等取引業者及び電子決済等取扱業者について、犯罪収益移転 防止法の取引時確認義務等に関する規定を整備 【犯罪収益移転防止法第2条等】

銀行等による取引モニタリング等の共同化への対応

為替取引分析業の創設

○ 預金取扱金融機関等の委託を受けて、為替取引に関し、以下の行為 を共同化して実施する為替取引分析業者について、業務運営の質を 確保する観点から、許可制を導入 「資金決済法第2条、第63条の23~第63条の42等」

[対象行為] ➤ 顧客の制裁対象者該当性の分析等(取引フィルタリング)

▶ 「疑わしい取引」該当性の分析等(取引モニタリング)

[参入要件]一定の財産的基礎、業務を適正かつ確実に遂行できる体制等

[規制内容]情報の適切な管理、体制整備義務等

[監 督] 報告、資料の提出命令、立入検査、業務改善命令等

高額電子移転可能型前払式支払手段への対応

- 高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者について、不正利用の 防止等を求める観点から、業務実施計画の届出、犯罪収益移転防止法の 取引時確認義務等に関する規定を整備
 - ※ 高額電子移転可能型前払式支払手段;電子情報処理組織を用いて高額の価値移転等を行う ことができる第三者型前払式支払手段等 【資金決済法第3条、第11条の2等】 【犯罪収益移転防止法第2条等】

第2節 保険業法の一部を改正する法律(令和4年法律第11号)

保険業を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、保険契約者等の保護を的確に行うため、令和4年3月31日までとされていた生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関する政府補助の措置を令和9年3月31日まで延長することを内容とする「保険業法の一部を改正する法律」が、令和4年3月31日に公布・施行された。

第3節 ITの進展等への対応

I デジタル・イノベーションの推進

経済社会全体のデジタル化が加速する中、民間事業者においても、ブロックチェーンや人工知能(AI)等の革新的技術やオープンAPIを活用した多様な金融商品・サービスの提供が進んでいるほか、新興国を中心に、経済成長を促す観点からデジタル金融サービスによって金融包摂を進める動きも見られる。利用者保護の確保を図りつつ、企業の生産性や利用者利便の向上を実現するため、金融分野におけるデジタル・イノベーションを一層推進していくことが重要である。

こうした視点を踏まえ、2021 事務年度においては、以下の取組みを推進した。(別紙1参照)

- ・デジタル・イノベーション支援の取組み
- フィンテック・ステークホルダーとの交流
- ・ブロックチェーン等の技術や分散型金融システムの課題解決に向けた取組み

1. デジタル・イノベーション支援の取組み

FinTech サポートデスク、FinTech 実証実験ハブにおいて、フィンテックに関する事業者の事業環境の相談等に一元的に対応した。(別紙2、3参照)2021 事務年度において、FinTech サポートデスクでは、306 件の相談を受け付けたほか、FinTech 実証実験ハブでは、3件の支援を終了し、実証実験結果を公表した。(別紙4参照)

2. フィンテック・ステークホルダーとの交流

国内のフィンテック事業者等とは、庁外拠点を活用して恒常的に対話を行っているほか、2022年6月にはFintech協会と連携し、事業者との意見交換を行うミートアップを2年半ぶりに対面形式で開催した。また、関係機関と連携して、海外のフィンテック事業者と日本の金融機関等との交流を行う海外ミートアップも実施した。

2022 年3月にフィンテック等に関する国際カンファレンス「FIN/SUM2022」を開催し、分散型金融や埋込型金融、クライメート(気候)テックなどの主要課題について、ビジネス関係者や技術者、学識経験者、当局者などの多様な関係者による議論を行った。(別紙5参照)

3. ブロックチェーン等の技術や分散型金融システムの課題解決に向けた取組み「Blockchain Governance Initiative Network(BGIN)」の活動に貢献したほか(別紙6参照)、ブロックチェーン国際共同研究プロジェクトを通じて、主要な Defi プロジェクトの事例分析等を行い、分散型金融システムのトラストチェーンにおける技術リスク等について議論・検討し研究報告書を公表した。

Ⅱ 金融機関システム・フロントランナー・サポートデスク

「基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ(以下「同サポートハブ」)」では、これまでに支援決定したプロジェクト(5件)のうち、2件の支援を終了し、それぞれ最終報告書を公表した(2021年11月及び2022年5月。残り3件については支援を継続中、別紙7参照)。また、同サポートハブについて、基幹系システムに限らず情報系システムや外部システムとのAPI連携等を含む先進的な取組みも相談対象として拡充し、「金融機関システム・フロントランナー・サポートデスク」として刷新した(2021年11月、別紙8参照)。

Ⅲ プロジェクト型「規制のサンドボックス制度」への対応

生産性向上特別措置法(2018年6月6日施行)に基づき、AI・IoT・ビッグデータ・ブロックチェーンをはじめとする革新的な技術やビジネスモデルを用いた事業活動を促進するため、新技術等実証制度(いわゆるプロジェクト型「規制のサンドボックス制度」)が創設され、内閣官房に一元的窓口が設置された。本制度は、期間や参加者を限定すること等により、既存の規制にとらわれることなく実証が行える環境を整備することで、迅速な実証を可能とするとともに、実証で得られた情報・資料を活用できるようにして、規制改革を推進するものである。なお、生産性向上特別措置法は、2021年6月16日に廃止されたものの、同制度は、産業競争力強化法(2021年6月16日改正)に移管され、恒久化された。

2021 事務年度においては、金融庁として、新たに認定した実証計画はない。

デジタル・イノベーションの推進に向けた取組み

(別紙1)

■ デジタライゼーションを金融サービスに取り入れ、利用者利便を飛躍的に向上させる。そのため、事業者によるイノベーションを 支援し、利用者目線での金融サービス高度化を実現させる。また、自発的・能動的な情報収集を通じて、国内外における先進的な 金融サービスの事例を常に把握し、当庁の政策立案機能を強化する。

デジタル・イノベーション支援の取組み

- FinTechサポートデスク
- FinTech実証実験ハブ

フィンテック・ステークホルダーと<u>の交流</u>

- 金融庁と国内フィンテック事業者とのミートアップ
- 海外のフィンテック事業者と日本の金融機関等とのミートアップ
- FinTechサポートデスク、FinTech実証実験ハブの出張相談
- FIN/SUM2022

ブロックチェーン等の技術や分散型金融システムの課題解決に向けた取組み

- Blockchain Governance Initiative Network (BGIN) 、ブロックチェーン・ラウンドテーブル
- ブロックチェーン国際共同研究

情報収集

■ フィンテックに係るビジネス・技術の動向に関する金融機関やスタートアップ企業、ITベンダー等へのヒアリング

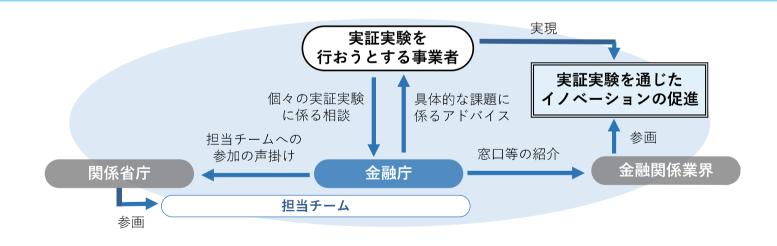
- 既存の法令に触れないこと等の法令解釈の明確化や、個別事案のガイダンスについて、**平均5営業日以内**に対応。
- ■IT技術の進展が金融業に与える影響を前広に分析するとともに、金融イノベーションを促進。
 - ✓ 開設(2015年12月14日)以来、2022年6月末までに、**問合せ総数は1,709件**。
 - ✓ 法令解釈に関する問合せ1,460件の内、開業規制(事業開始にあたっての許可・登録の要否)に関するものが約8割(1,163件)。 行為規制に関するものは約2割(297件)。
 - ✓ 相談終了済案件(1,037件)の内、規制がかからないとの回答をしたものは約3割、**回答期間は平均5営業日以内**。



■ フィンテック企業や金融機関が、**前例のない**実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するため、2017年9月21日、「FinTech実証実験ハブ」を開設。 「TEL: 03-3581-9510

Email: pochub@fsa.go.jp

- ①明確性、②社会的意義、③革新性、④利用者保護、⑤実験の遂行可能性の観点から、支援の可否を判断。
- ■個々の実験ごとに、
 - ✓ 金融庁内に担当チームを組成し、必要に応じて関係省庁とも連携し、フィンテック企業や金融機関がイノベーションに向けた実証実験を行うことができるよう、支援。
 - ✓ 実験中及び終了後も、継続的にアドバイスを行うなど、一定期間にわたってサポート。



(別紙4)

FinTech実証実験ハブにおける受付状況

	申込者	実証実験概要	支援決定 公表日	実験結果 公表日
1	みず「ほフィナンシャルク・ルーフ。 三井住友フィナンシャルク・ルーフ。 三菱UFJフィナンシャル・ク・ルーフ。 デロイト トーマツ ク・ルーフ。等	ブロックチェーン技術を用いて、顧客が、ある金融機関において行った本人 確認の結果を、他の金融機関との取引にも利用できる仕組みの構築に係 る実証実験	2017年 11月2日	2018年 7月17日
2	大日本印刷 西日本シティ銀行	顔認証技術を用いて本人確認を実施する機器の実用化に係る実証実験	2018年 3月16日	2018年 10月24日
3	FRONTEO、三菱UFJ銀行 りそな銀行、横浜銀行 SMBC日興証券	人工知能を用いた金融機関のコンプライアンス業務の効率化に向けた実 証実験	2018年 5月7日	2018年 8月1日
4	日本通信、群馬銀行 千葉銀行、徳島銀行 マネーフォワート゛、サイバートラスト	スマートフォンのSIMカードを用いた利用者認証の仕組みに係る実証実験	2018年 5月31日	2019年 1月24日
5	TORANOTEC GMOペイメントゲートウェイ セブン銀行、ポケットチェンシ゛	買い物の際に生じたおつり等の小銭を投入することによって、そのまま投 資に回せる装置の導入に係る実証実験	2018年 11月8日	2021年 12月24日
6	みずほ銀行 グーグル•クラウド•ジャパン 野村総合研究所 大日本印刷	顧客の生体情報とスマートフォン等の位置情報を活用した、本人認証及び 顧客管理の高度化に係る実証実験	2020年 4月10日	2022年 3月25日
7	新生銀行 三井住友DSアセットマネジ・メント ゴールト・マン・サックス・アセット・マネシ・メント アストマックス投信投資顧問	投資信託の目論見書に係る電子交付の高度化に向けた実証実験	2020年 5月29日	2022年 6月28日
8	三菱UFJ信託銀行 BHI	購買履歴情報を活用した情報銀行サービスの実施に向けた実証実験	2020年 8月27日	2022年 7月29日

日本経済新聞社との共催で6回目の開催。金融庁主催シンポジウムでは、金融が気候変動等の社会課題の解決に寄与し、経済の持続的成長に資するものとして進化いくことが必要であるとの認識の下、「Scaling Finance for Sustainable Growth」をテーマに、以下7つのセッションを設け、議論を行った。

【3/30 金融庁シンポジウム・プログラム】*モデレーター

開会挨拶

セッション1. 拡大する分散型金融への対応

ヤツェク・チャルネッキ(MakerDAO/ハーバード大学)、松尾真一郎(ジョージタウン大学)、バレリー・シュシェパニャク(米国証券取引委員会)、松尾元信(金融庁)、*牛田遼介(金融庁)

セッション2. クライメートテックの現状と未来

カワモリ・ケンタロウ(Persefoni AI)、北祐樹(Gaia Vision)、末廣孝信(三井住友銀行)、馬田隆明(FoundX)、*池田賢志(金融庁)

セッション3. 責任ある行動が導くデジタライゼーション

河合祐子(Japan Digital Design)、野村充(富山第一銀行)、須藤憲司(Kaizen Platform)、*三木康平(金融庁)

セッション4. 世界に開かれた国際金融センターの実現

セッション5. 日本における新たな金融サービスの現状と展望

小野沢宏晋(GMOあおぞらネット銀行)、山本真人(メルペイ)、尾﨑有(金融庁)、*丸山弘毅(インフキュリオン)

セッション 6. ブロックチェーン時代のAML/CFT: FATF改訂暗号資産ガイダンスと 今後の展望

ペレ・ブラエンドガード(Notabene)、ジョン・フィッシュマン(米財務省)、ケン・メンツ(FATF)、マルコム・ライト(Global Digital Finance)、*羽渕貴秀(金融庁)

セッション7. 金融・決済インフラの未来

神山一成(日本銀行)、楠正憲(デジタル庁)、沖田貴史(ナッジ)、中島淳一(金融庁)、*三浦知宏(金融庁)

閉会挨拶

黄川田仁志(内閣府副大臣(金融))

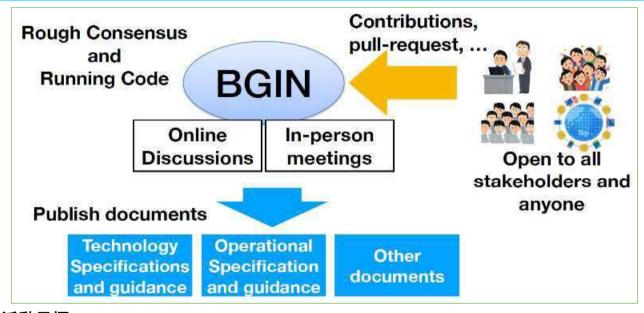




BGIN[Blockchain Governance Initiative Network]

(別紙6)

- ブロックチェーンコミュニティの持続的な発展のため、全てのステークホルダーの共通理解の醸成や直面する課題解決に向けた協力を行うためのオープンかつ中立的な場を提供することを目的として2020年3月に設立。2019年のG20大阪首脳宣言とも整合的な取組みであり、金融庁からも初期メンバー(Initial Contributors)として2名が参加しており、事務局機能の中心的役割も担っている。
- 2021事務年度は、第4回・第5回オンライン会合(2021年11月、2022年4月)での議論に積極的に貢献したほか、ワーキンググループにおけるドキュメント策定作業への貢献等を行った。





https://bgin-global.org

活動目標

- **オープンかつグローバルで中立的**なマルチステークホルダー間の対話形成
- 各ステークホルダーの多様な視点を踏まえた**共通な言語と理解の醸成**
- オープンソース型のアプローチに基づいた**信頼できる文書とコードの不断の策定**を通じた学術的基盤の構築

基幹系システム・フロントランナー・サポートハブの設置

(別紙7)

これまで金融機関のサービスを支えてきた基幹系システムについては、肥大化や複雑化の結果、デジタライゼーションの恩恵を利用者にもたらすための機動的な対応が困難になったり、過大なコスト負担を生じさせるなどの課題が指摘される。一方、一部の金融機関等では、こうした課題を乗り越え、迅速なアプリケーション開発や外部サービスとの機動的な接続等を目指した前向きなチャレンジも始まっている。

こうした金融機関の基幹系システムに関する先進的な取組みに対して、法令解釈等の機能に加えて、ITガバナンスやITに関するリスク管理等システムモニタリングの観点から支援するため、「基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ」を令和2年3月に設置した。

①社会的意義、②先進性、③利用者保護、④遂行可能性の観点から支援の可否を判断。支援決定後は、個々の案件毎に金融 庁内のシステムモニタリング担当者や外部有識者からなるチームを組成し、支援。

(例) 銀行の勘定系システムの場合のイメージ

新しい取組みの例

✓ オープン系システム

公開されている仕様で構築された環境の中で複数のベンダーが開発するソフトウェアや機器を組み合わせて構築されるシステムで、製品の柔軟な選択が可能。

✓ コンポーネント化・マイクロサービス化

独立して実装する各機能・サービスの構成要素を疎結合で構築する ことで、システム変更の影響を極小化することが可能。

✓ クラウド化

勘定系システムをパブリッククラウド上に実装することで、自前のシステム資源を持たずに、必要なシステムリソースの適時調達が可能。また、ハードウェアのメンテナンスから解放される。加えて、クラウド経由で提供されるAI等の新技術活用が容易に可能。

(注)基幹系システム・フロントランナー・サポートハブは、銀行等の預金取扱金融機関に限定したものではありません。

基幹系システム・フロントランナー・サポートハブにおける受付状況

	申込者	支援決定 公表日	案件概要
1	静岡銀行	2020年 4月30日	オープン系技術を活用した記帳決済システム導入でハードウェアやロケーションの自由選択を可能とすること、システム機能のコンポーネント化により外部サービスとの機動的な接続を可能とすること等を検討。
2	第一生命	2020年 6月30日	既存の契約管理機能を中心とした基幹系システムについて、コアとなる顧客・契約データの管理・保存等をオン・プレミス環境に残しつつ、外部連携・データ分析等に関する機能をクラウド基盤に構築することで、新たなサービス実現と運用の効率化の両立を図る。
3	みんなの銀行 ゼロバンク・デザイン ファクトリー	2021年 5月25日	勘定系システムを、マイクロサービスの疎結合型構成で、パブリッククラウド(Google Cloud Platform)上にアジャイル開発することで、柔軟性や拡張性を実現。さらに、API 接続を通じて金融機能等を他の事業者にも提供するBaaS型ビジネスを目指す。
4	横浜銀行	2021年 5月28日	外部サービスや銀行の営業関係のシステムと勘定系システムを連携するための基盤 (オンラインデータ連携基盤)を設け、この部分を「戦略領域」と位置づけ、柔軟かつ低コストでの機能追加を実現する一方、勘定系システムは「非戦略領域」と位置づけ、オープン系システムへの転換でコスト削減を図るとともに、機能追加は厳選して追加コストを抑制する。

第4節 休眠預金等活用法に関する取組み

I 法律の概要(別紙1参照)

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下「休眠預金等活用法」という。)が2016年12月に成立、2018年1月より全面施行されている。

金融機関は、最終異動日(最後に入出金等の異動があった日)から 10 年経過した 預金等を「休眠預金」として、通知・公告を行い、預金保険機構に移管する。休眠 預金の移管後も、金融機関は、預金者から請求があれば払戻しを行う。

移管された休眠預金のうち内閣府が認可した金額が、指定活用団体(内閣府が指定)に交付され、活用の原資となる。

※休眠預金の移管・預金者への返還に係る部分は金融庁の所管であり、活用に係る 部分は内閣府の所管である。

Ⅱ 2021 事務年度の取組み

休眠預金等活用法第 48 条(政府による周知)の規定に基づき、休眠預金等活用法の趣旨や移管された休眠預金等も預金者等が返還請求を行えること等について、広く国民に周知を図るため広報活動を行った。具体的には、政府広報テレビ番組への出演のほか、デジタル化の進展も踏まえ、インターネット広告の継続実施、WEB 動画の作成・配信や当庁ウェブサイトのリニューアルなどの活動を行い、休眠預金等の仕組みに関する認知度のさらなる向上を図った。

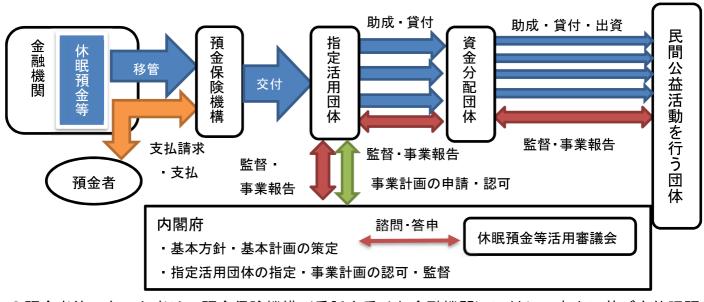
民間公益活動を促進するための 休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 概要

1法律の背景

- 〇休眠預金等:預金者等が名乗りを上げないまま、10年間放置された預金等
 - ⇒毎年 1,200 億円程度発生 (その後 500 億円程度が払戻し) (平成 26~28 年度)
- ○預金等の性質(①銀行等が公共的役割を果たすための原資、②預金保険制度等による公的資金の活用も想定、③広く国民一般が利用)に鑑みると、<u>預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、社会全体への波及効果の大きい民間公益活動の促進に活用することで休眠預金等を広く国民一</u>般に還元すべき。

2法律の概要

- ①休眠預金等の活用に関する基本理念等【第 16 条・第 17 条】
 - 〇休眠預金等を、民間公益活動(人口の減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が 見込まれる中で国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ること を目的として民間の団体が行う公益に資する活動(①子ども及び若者の支援、②日常生活等 を営む上で困難を有する者の支援、③地域活性化等の支援の3分野に係る活動)であって、 これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの)の促 進に活用
 - 〇民間公益活動の<u>自立した担い手の育成</u>及び<u>民間公益活動に係る資金を調達することができる</u> 環境の整備を促進する。
 - ○預金者等の預金等を原資とするものであることに留意し、<u>多様な意見が適切に反映される</u>ように配慮するとともに、その<u>活用の透明性の確保</u>を図る。
 - ○大都市その他特定の地域に集中することのないよう配慮する。
 - ○<u>複数年度にわたる民間公益活動に対する助成等、</u>社会の諸課題を解決するための<u>革新的な手法の開発を促進</u>するための<u>成果に係る目標に着目した助成等</u>その他の効果的な活用の方法を選択することにより、<u>民間の団体の創意と工夫が十分に発揮される</u>ように配慮する。
 - ○宗教団体、政治団体、暴力団等は活用対象から除外
- ②休眠預金等の移管・管理・活用の仕組み【第2章第1節(第3条~第8条)並びに第3章第2 節(第18条・第19条)、第3節(第20条~第34条)及び第4節(第35条~第41条)】



○預金者等であった者は、預金保険機構(委託を受けた金融機関)に対し、申出に基づき<u>休眠預</u> 金等代替金(元本+利子相当額)の支払を請求することができる。【第7条第2項】